

# 島根県報

第一、四三三三号

平成十五年一月七日

(火曜日)

## 告示

### 目次

- 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更 (地 方 課) 一
- 生活保護法の規定による介護機関の指定 (長 寿 社 会 課) 二
- 生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 ( ) 二
- 換地計画書の縦覧 (農 村 整 備 課) 二
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出 (商 工 企 画 課) 三
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 ( ) 三

## 告

## 示

### 島根県告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、海士町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年一月七日

島根県知事 澄田信義

新たに土地が生じた場所	面積	編入先の字
隠岐郡海士町大字福井一八二三番二地先から同大字一八一七番六地先の公有水面埋立地	三、八八一・一九平方メートル	大字福井
隠岐郡海士町大字海士四三七六番一地先から同大字四三七七番五地先の公有水面埋立地	二、三三三・八三平方メートル	大字海士
隠岐郡海士町大字海士五四一六番地先から同大字五四一八番地先の公有水面埋立地	七一一・六〇平方メートル	大字海士
隠岐郡海士町大字海士六四五〇番六地先から同大字六四五五番一地先の公有水面埋立地	六九八・〇一平方メートル	大字海士
隠岐郡海士町大字知々井四〇六番地先から同大字四九八番地先の公有水面埋立地	四、四八〇・三〇平方メートル	大字知々井
隠岐郡海士町大字知々井九九五番地先から同大字一〇七番二地先の公有水面埋立地	一〇、六四八・二二平方メートル	大字知々井
隠岐郡海士町大字御波四七八番二地先から同大字五一九番五地先の公有水面埋立地	五、三七二・〇八平方メートル	大字御波
隠岐郡海士町大字御波五五四番一地先から同大字五一九番五地先の公有水面埋立地	四、六〇六・〇九平方メートル	大字御波
隠岐郡海士町大字崎六二〇番一地先の公有水面埋立地	一、四一九・二二平方メートル	大字崎
隠岐郡海士町大字崎二二九〇番一地先の公有水面埋立地	五四五・三三平方メートル	大字崎

(ただし、右地番は、平成十四年九月二十四日現在のものである。)

島根県告示第一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同

法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年一月七日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所	名 称	所在地	指定年月日
	有 限 会 社	古志薬局			松江市西津田三・六・九	フリーダム古志薬局 大庭店	
医療法人 出雲勤労者健康管理協会	出雲市塩冶町一五三六・一	通所介護	通所介護	にし出雲訪問看護ステーションたんぼ 通所介護コスモス	出雲市知井宮町一三八	平成十四年十二月一日	

島根県告示第二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する

同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があつたので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年一月七日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所	名 称	所在地	廃止年月日
	医 療 法 人	出雲勤労者健康管理協会			出雲市塩冶町一五三六・一	第一出雲診療所	

島根県告示第四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条第一項の規定に基づき、玉湯町土地改良区理事長から根尾地区の換地計画認可の申請があり、同法第五十二条の二第一項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十五年一月七日

島根県知事 澄田信義

- 一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 二 縦覧の期間

平成十五年一月七日から二十一日間  
縦覧の場所  
玉湯町役場

## 島根県告示第五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年一月七日

島根県知事 澄 田 信 義

## 一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
山京川津店 島根県松江市西川津町四二八〇番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所  
株式会社山京 代表取締役 安食正則 島根県八束郡玉湯町大字布志名六三三六番地  
四五
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
一、四九七・五平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
〇平方メートル
- 5 廃止する年月日  
平成十四年十月三十一日
- 二 届出年月日 平成十四年十月九日

## 島根県告示第六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十五年一月七日

島根県知事 澄 田 信 義

## 一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イズミ出雲店 島根県出雲市大島町二四・一外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所  
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西泰明 広島県広島市南区京橋町二番二二号
- 3 変更しようとする事項
  - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
(変更前) 午後九時 (変更後) 午後十時
  - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前九時四十五分から午後九時十五分  
(変更後) 午前九時四十五分から午後十時十五分
  - 4 変更の年月日  
平成十五年一月二十三日
- 二 届出年月日 平成十四年十二月二十日
- 三 届出及び添付書類の縦覧場所 出雲市商工振興課（出雲市今市町一〇九番地一）
- 四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
  - 1 意見書の提出先  
松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課
  - 2 意見書に記載すべき事項
    - (一) 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び住たる事務所の所在地）
    - (二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無
    - (三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
    - (四) 意見の内容

平成十五年一月七日印刷  
平成十五年一月七日発行

発行者  
島  
根  
県

発行所  
松江市殿町  
松島根陽印刷所

定価一箇月  
金二千四百三十円(送料共)

(五) 意見を述べる理由  
3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。